③ persons who, in the performance of their contracts, manufactured products in bad faith, were crude in carrying out service, or were responsible for dishonest conduct in connection with product quality or quantity.
④ persons who have wrongfully allied themselves for the purpose of forcing the bid up or down.
⑤ persons who have obstructed bid participation, or completion or performance of a contract.
⑥ persons who have obstructed inspection or supervision conducted by the members of this company.
⑦ persons whose conduct has been wrongful or dishonest, who have caused an accident because of such conduct, or who otherwise lack honor and sincerity in their conduct.
⑧ persons who are presently in dispute with the company without justifiable cause.
⑨ persons who are presently delaying the discharge of their contractual duties.
⑩ persons who have had an unsatisfactory achievement record in the past.
⑪ persons who have failed without justifiable cause to discharge their contracts.
⑫ persons who have made false declaration in connection with bidding competition procedures or contractual performance.
⑬ persons who use anyone falling into any of the above categories as their representative at the bidding competition or as a representative, manager or other employee at the time of entering into a contract.

⑺ Time-limit for tender : 14 : 00　9 October 2009

⑻ Contact point for the notice : Purchasing & Stores Div., Finance Dept., Tokyo Branch Office, East Japan Railway Company. 2―20―68 Higashi-Tabata, Kita-ku, Tokyo, 114―8550, Japan. TEL 03―5692―6066

入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
平成21年８月19日
支出負担行為担当官及び契約担当官
関東地方整備局長　菊川　　滋
支出負担行為担当官
気象庁総務部長　福内　直之

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

１　掲載日　平成21年８月７日（号外政府調達第144号）

２　変更内容

21ページ２段目２⑷④イ(B)の「ただし、工事種目は、電灯設備と火災報知設備が別々の電気設備工事の実績でもよいものとするが、それぞれ上記ａ及びｃすべての条件を満たす工事とする（共同企業体としての実績は、出資比率が20％以上の場合に限る。）。」を「ただし、工事種目は、電灯設備と火災報知設備が別々の電気設備工事の実績でもよいものとするが、それぞれ上記ａからｃすべての条件を満たす工事とする（共同企業体としての実績は、出資比率が20％以上の場合に限る。）。」に訂正します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成21年８月19日
（契約責任者）
東日本高速道路株式会社　関東支社
支社長　石川　慎一

◎調達機関番号　417　◎所在地番号　13

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　北関東自動車道　足利東舗装工事
⑶　工事場所　自）栃木県足利市月谷町
至）栃木県佐野市小見町
⑷　工事内容　本工事は連絡等施設２箇所を含む工事延長11.1㎞の舗装工事である。
⑸　工事概算数量　延長　11,070m、(土工部)8,400m、(橋梁部)740m、(トンネル部)1,930m
舗装面積　258,000㎡（高機能舗装Ⅰ型）218,000㎡（高機能舗装Ⅱ型）40,000㎡　連続鉄筋コンクリート版　31,000㎡　防護さく工28,000m
⑹　工期　契約締結の翌日から600日間
⑺　使用する資機材　アスファルト混合物88,000ｔ　ガードレール　28,000m（うち、支給材料7,000m）　コンクリート　約7,000㎥（連続鉄筋コンクリート版）　鉄筋　約500ｔ（連続鉄筋コンクリート版）
⑻　その他
①　本工事は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型）の対象工事である。
②　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
③　本工事は、すべての入札者から入札保証として入札ボンドの提出を求める工事である。なお、入札ボンド制度については当社ホームページを参照すること。
④　本工事は、すべての入札者から単価表の提出を求める工事である。なお、入札時に単価表の提出のない者は、その入札書を無効とする。
⑤　本工事は、資料の提出、入札等を原則として電子入札システムにより行う。なお、入札者の特別な事情により電子入札によりがたい場合は、契約責任者の承認を得て、紙入札方式による入札を行うことができる。
⑥　本工事は、契約書の作成を電子契約システムを利用することにより行う。

２　競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、関東支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　東日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年本社細則第16号）第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　舗装工事において、開札時に東日本高速道路株式会社の平成21・22年度一般競争参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、東日本高速道路株式会社の一般競争参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,300点以上であること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成11年度以降に、元請けとして完成及び引渡しが完了した次に掲げる施工実績を有すること。なお同種工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)同種工事（下記ａ)、ｂ）を必要とする。）
ａ）舗装面積６万㎡以上の排水性舗装（高機能舗装を含む）工事
ｂ）コンクリートフィニッシャーによる道路の新設コンクリート舗装工事
⑸　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者または監理技術者を当該工事に配置できること。なお、専任期間に関しては入札説明書及び設計図書によるものとする。
①　専任の主任技術者または監理技術者が、建設業法の許可業種（ほ装工事業）に係る資格を有する者であること。
②　現場代理人、専任の主任技術者または監理技術者のいずれかの者が、平成11年度以降に完成及び引渡しが完了した次の経験を有する者であること。なお、各工事の施工経験を同一の工事において有する必要はなく、同一の技術者でなくともよい。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)同種工事（下記ａ)、ｂ）を必要とする。）
ａ）舗装面積３万㎡以上の排水性舗装（高機能舗装を含む）工事
ｂ）コンクリートフィニッシャーによる道路の新設コンクリート舗装工事